

南木曾町耐震改修促進計画
(第Ⅲ期 令和3年度～令和7年度)

令和3年4月改定

長野県 南木曾町

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・2
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・17
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・18
- 3 安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・・・・19
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・・20
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・20
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・・20

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・・・・・・21
- 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 5 自治会等との連携対策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・・22
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・23
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・23

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・・24
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

は じ め に

1 計画の目的

南木曽町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、平成 25 年 11 月 25 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本町における他の計画（南木曽町地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1)「南木曽町地域防災計画」

南木曽町地域防災計画の震災対策編において、第 2 章 災害予防計画 第 1 節 地震に強い県づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する建築物、避難所指定建物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

こととされています。

3 計画期間等

本計画では、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表1-2）。

（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
海溝型地震	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。

M4～M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別機関。

地震発生地

- 2004 年・新潟県中越地震
- 2011 年・長野県北部の地震
- 1847 年・善光寺地震
- 2014 年・長野県神城断層地震
- 1965-67 年・松代群発地震
- 2011 年・長野県中部の地震
- 1984 年・長野県西部地震

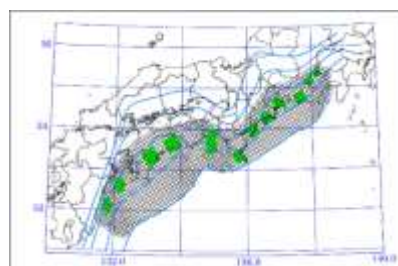
境界・断層帯

- 境峠・神谷断層帯
- 境峠・神谷断層帯主部
- 霧訪山-奈良井断層帯 (副断層)
- 木曽山脈西縁断層帯
- 木曽山脈西縁断層帯主部
- 清内路峠断層帯 (副断層)
- 阿寺断層帯主部

断層帯

- 十日町断層帯
- 長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)
- 糸魚川-静岡構造線断層帯 (北部1)
- 糸魚川-静岡構造線断層帯 (北部2)
- 糸魚川-静岡構造線断層帯 (中部1)
- 糸魚川-静岡構造線断層帯 (中部2)
- 糸魚川-静岡構造線断層帯 (南部)
- 伊那谷断層帯
- 伊那谷断層帯 (主部)
- 伊那谷断層帯 (南東部)

	長野県に被害をもたらした歴史地震		「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震		地震調査研究推進本部の長期評価における 主要活断層帯の地表位置
	「新編日本の活断層」の活断層(活断層研究会、1991)		長野県(2002)の対象地震(活断層帯)



-3-

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0～30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
海溝型地震	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%～13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 H28.1 地震調査研究推進本部による。

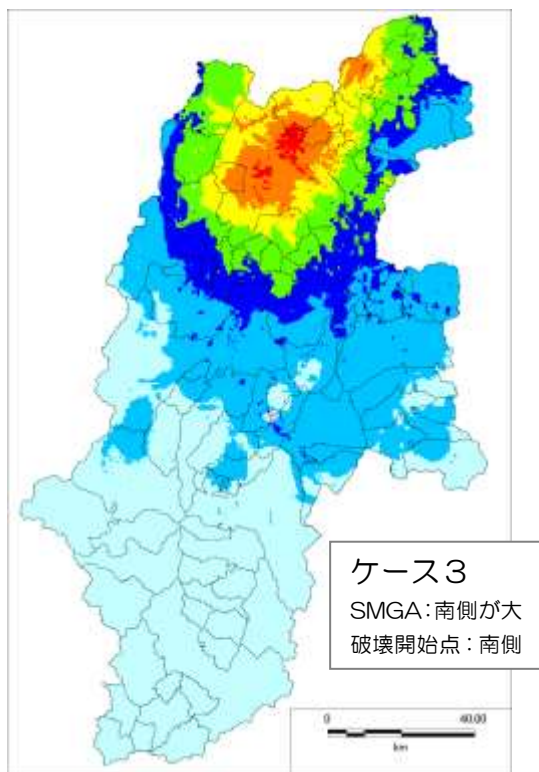
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

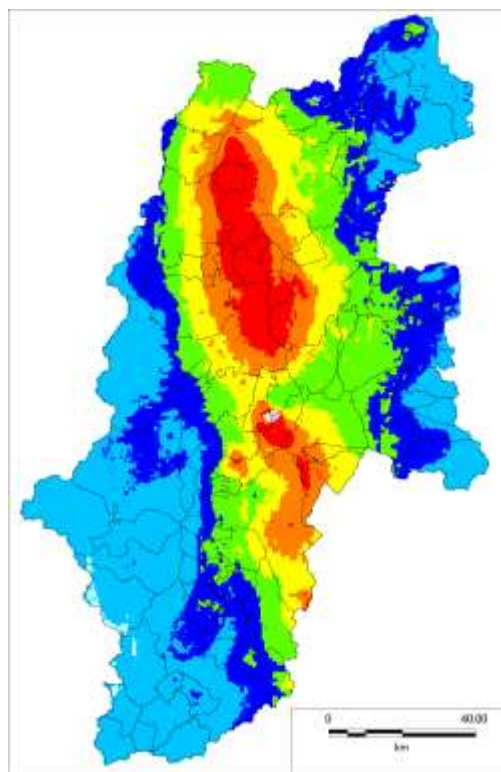
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

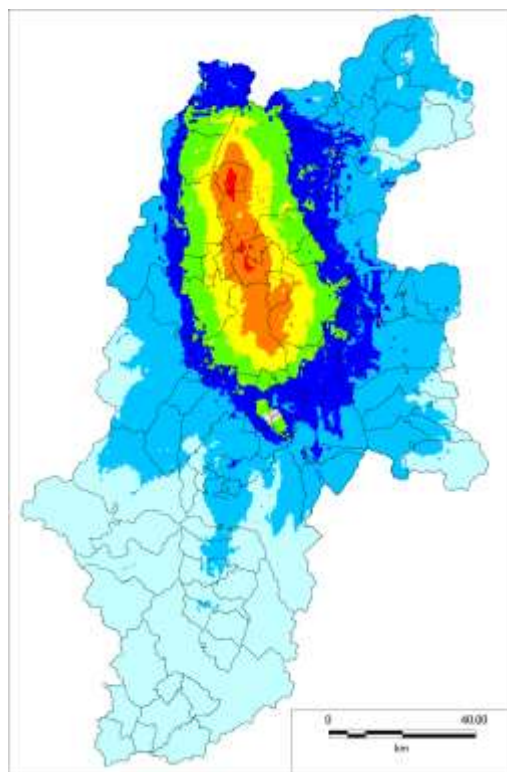
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



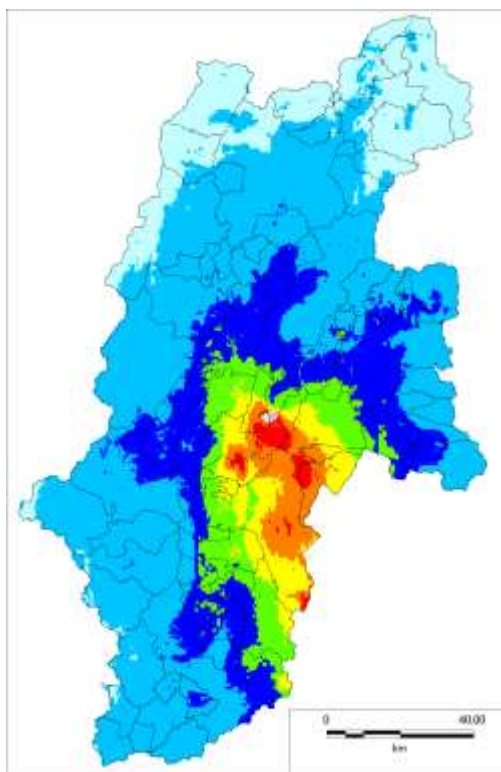
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体: Mj8.5)

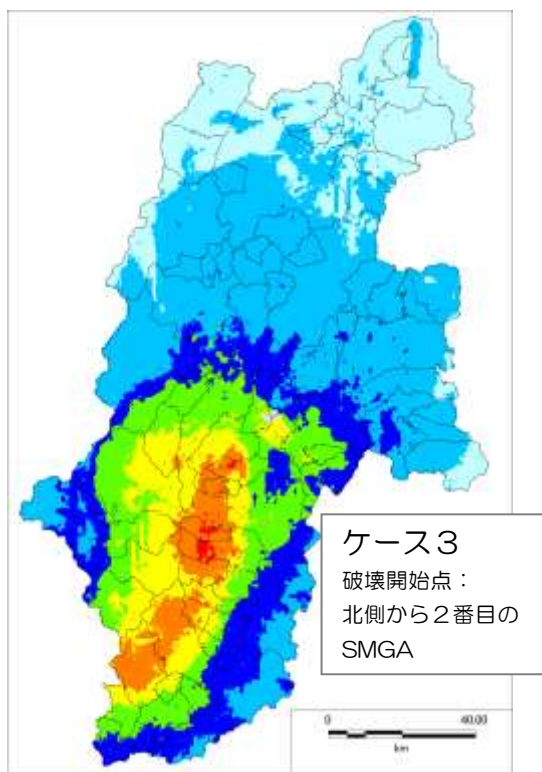


(図1-6) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側: Mj8.0)

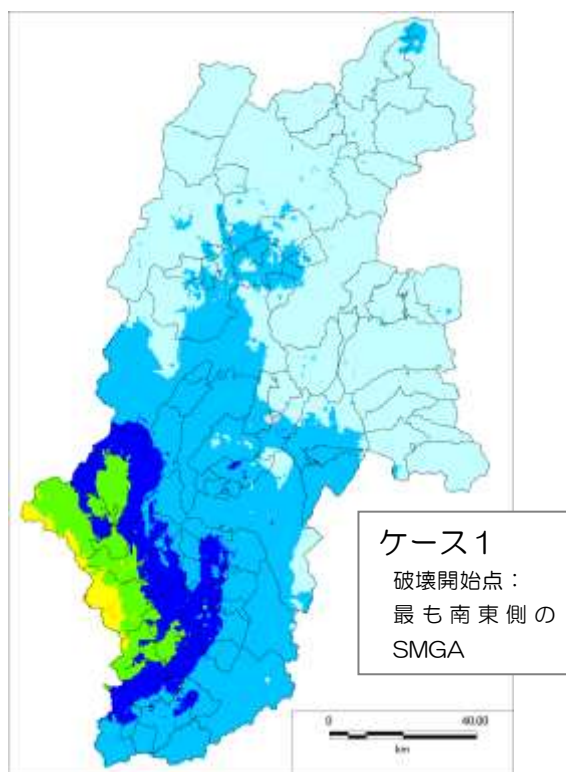


(図1-7) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側: Mj7.9)

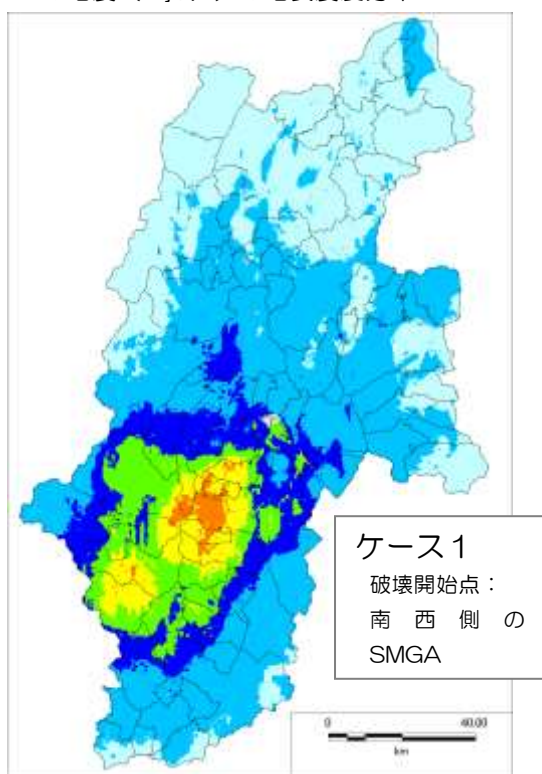




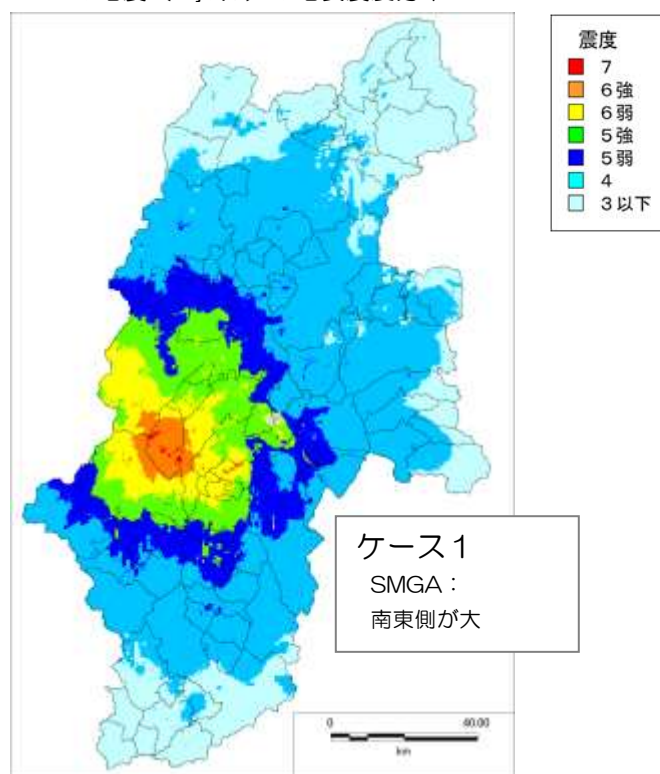
(図1-8) 伊那谷断層帯（主部）
の地震（Mj8.0）の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯（主部南部）
の地震（Mj7.8）の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
（主部北部）の地震（Mj7.5）の地表震度分布

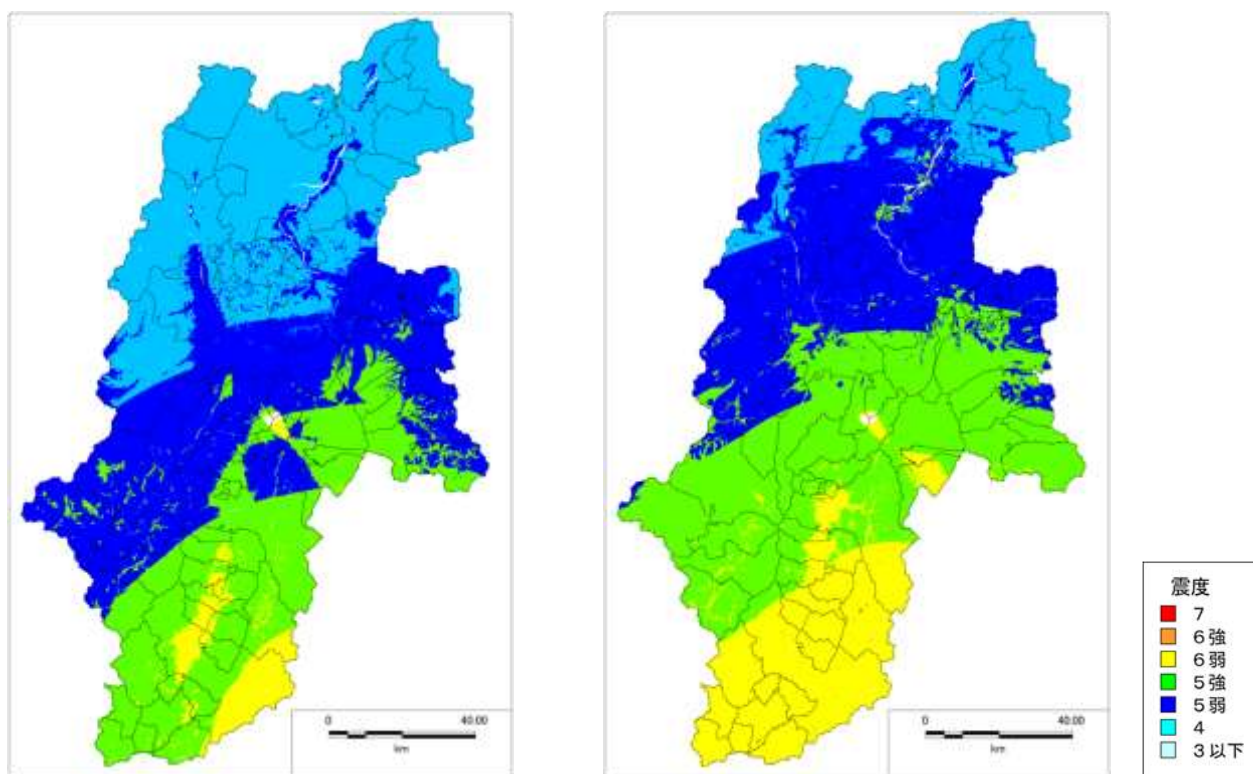


(図1-11) 境峠・神谷断層帯
（主部）の地震（Mj7.6）の地表震度分布



(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図 1-12) 経験的手法（距離減衰式）
による想定東海地震の地表震度分布

(図 1-13) 経験的手法（距離減衰式）
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表 1 - 3) 被 害 想 定 (建 築 物 被 害)

(単位：棟)

種 類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	－	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	－	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	－	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯（主部）の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震		－	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		－	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		－	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

(表 1 - 4) 被 害 想 定 (人 的 被 害)

(単位：人)

類 種	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯（主部）の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	3,700 (3,630)	1,800 (1,760)	29,840

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

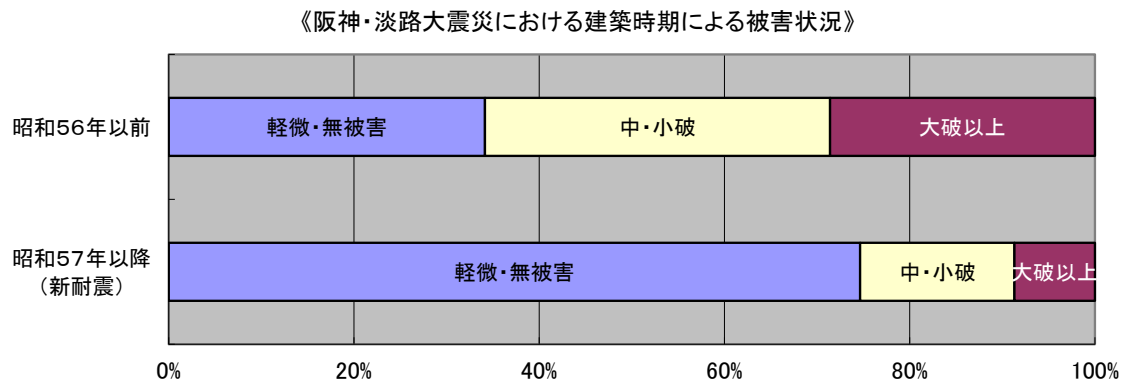
※ 観光客を考慮した場合。

※ () 内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

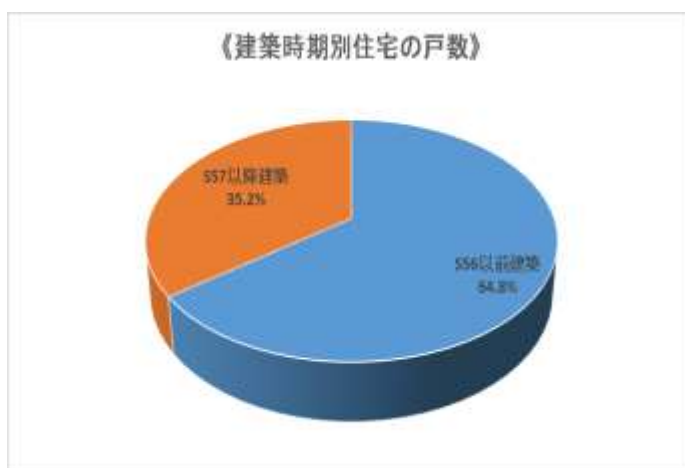
(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



(2) 建設時期別の住宅の状況等

令和2年の固定資産税課税台帳によると、町内の住宅総数は3590戸であり、昭和56年以前に建築された住宅は、2326戸で全体の64.8%を占めています。

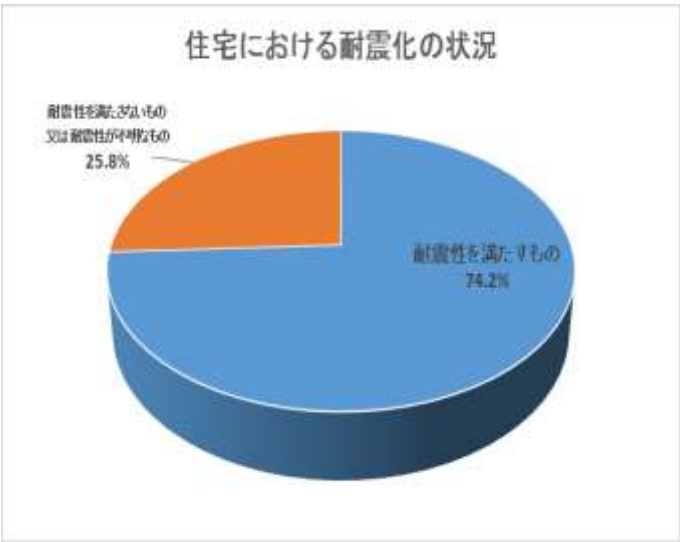


住宅総数	3,590
うち昭和56年以前建築	2,326
うち昭和57年以降建築	1,264

また、町では既存木造住宅等の耐震化を促進するため、平成18年度から、住まいの安全「とうかい」の防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。

（３）住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和５７年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和５６年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 2,663 戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で 74.1%と推計されます。



住宅総数 (a)	3,590
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,663
耐震化率 (c=b/a)	74.1%
昭和５７年以降に建てられたもの (d)	1,264
昭和５６年以前に建てられたもの (e)	2,326
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	1,397
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	2
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	927

*昭和５６年以前建築物のうち耐震性を満たさないものの推測地は、平成１９年度南木曽町耐震改修促進計画の推測値 48.1%を採用

（４）多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

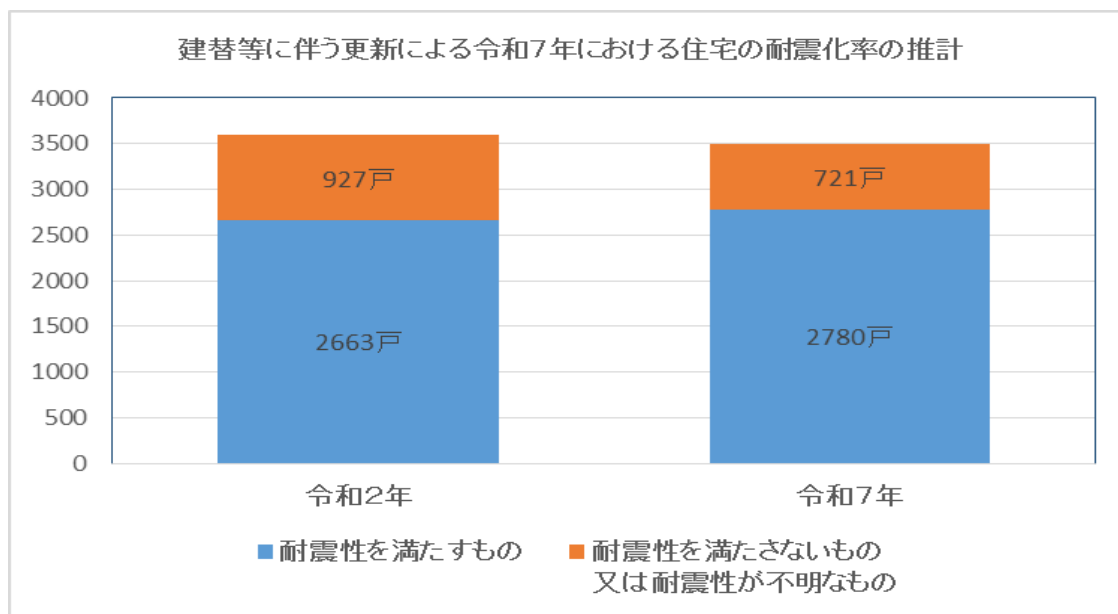
町内に、多数の者が利用する特定建築物（別表１）は、読書保育園、蘭保育園、田立保育園、南木曽小学校校舎、南木曽中学校 RC 校舎、南木曽中学校体育館、南木曽会館の 7 施設があります。これらの建築物は全て公共建築物のうちの町有施設であるため、「4.公共建築物の耐震化の目標等」において耐震化目標等が設定されています。

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 建替え等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上します（以下「建替え等に伴う更新」という）。

これまでの建替え等の動向を踏まえ、老朽化した建物の建替えが進むことを考慮し、これまでの2倍のペースで建替え等が推移するとした場合令和7年度時点における住宅の耐震化率を推計します。（表-12）



（表-12）建替え等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化の推計

（単位：戸）

		令和2年	令和7年
住宅総数（a）		3,590	3,501
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）		2,663	2,780
耐震化率（c=b/a）		74.1%	79.4%
昭和57年以降に建てられたもの（d）		1,264	1,381
昭和56年以前に建てられたもの（e）		2,326	2,120
	耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの（f）	1,397	1,397
	耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの（g）	2	2
	耐震性が不十分なもの（a-b）	927	721

(2) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

国の基本方針及び県計画の耐震化率の目標並びに当町において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、町内の地震被害想定を半減化を目指して、令和 7 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

住宅については、耐震化率の目標を 92%とします。

目標の達成に向けては、今後 5 年間で建替え等に伴う更新による実施数に加え、町民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては 558 戸の耐震改修が必要になります。

(表一14) 令和 7 年における住宅の耐震化率目標

(単位：戸)

		住 宅
令和 2 年における住宅総数		3,590
	耐震性を満たすもの	2,663
	耐震化率	74.1%
令和 7 年における住宅総数の推計値		3,501
	建替等がこのままの状況で推移した場合、令和 7 年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替等に伴う更新による）	2,780
	建替等に伴う更新による令和 7 年における耐震化率	79.4%
	目標（92%）を達成するために令和 7 年時点で耐震性を満たす必要がある戸数	3,221
	令和 7 年までに耐震改修が必要な戸数	558
	令和 7 年における耐震化率の目標	92.0%

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち町内施設（以下「町内施設」という）にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

（１）町有施設の耐震化の基本方針

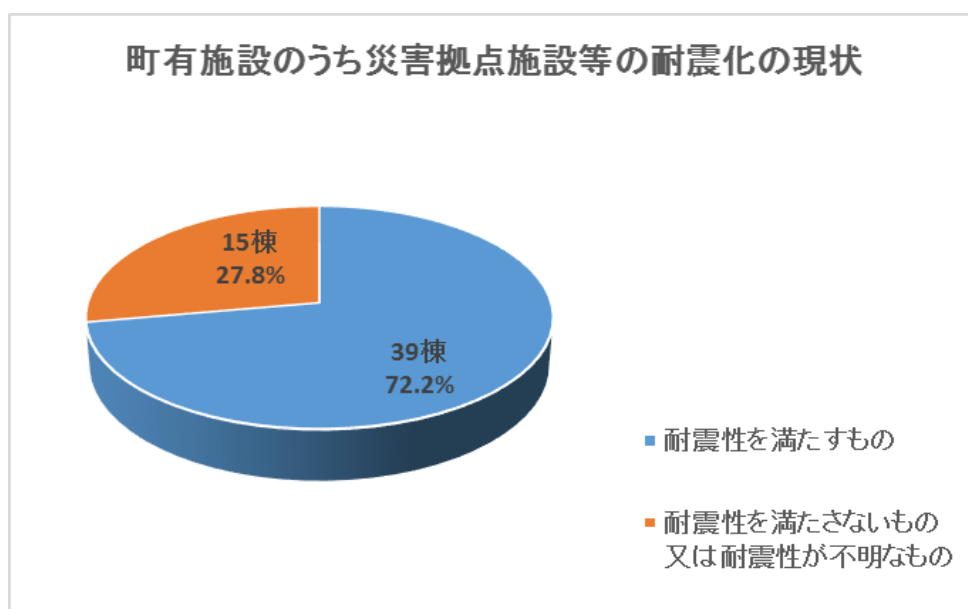
町有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等という」）に関し、重点的に耐震化を進めることとします。

（２）町有施設の耐震化の現状と目標

現在、町有施設のうち災害拠点施設等（町営住宅を除く。以下同じ）は 54 棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 22 棟（構成比 40.7%）で、そのうちの 7 棟と昭和 57 年以降に建てられた 39 棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 72.2%となります。

町有施設の令和 2 年における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします。

（表-16）

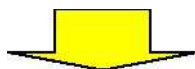


令和２年度末における状況

（表－１６） 町有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状及び目標

（単位：棟）

建築物の分類	本庁舎	小中学校、 体育館	病院、 診療所	社会福祉施 設等	左記以外の 用途	合 計
棟総数（a）	1	5	0	4	44	54
耐震性を満たすもの （b=d+f）	1	5	0	4	29	39
耐震化率 （c=b/a）	100%	100%	0%	100%	65.9%	72.2%
昭和 57 年以降に建 築された棟数（d）	1	4	0	1	26	32
昭和 56 年以前に建 築された棟数（e）	0	1	0	3	18	22
耐震性を有して いるもの又は有 すると推測され るもの（f）	0	1	0	3	3	7
耐震性がないも の又はないと推 測されるもの（g）	0	0	0	0	15	15



令和7年における耐震化率 の目標	100%
---------------------	------

上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

「左記以外の用途」欄の内訳は避難施設（南木曽町ハザードマップ）より抽出。

（３）耐震化を促進するための整備総合プログラムの策定

施設の耐震性能及び老朽度を勘案し、建替えの可能性も視野に入れながら優先度の高いものから、順次耐震改修を行います。町有施設の耐震化を迅速かつ効率的に推進するため、４（１）の基本方針に沿って耐震化を進めます。

ア 耐震診断について

令和５年までに診断を完了させることとします。

イ

令和７年までに改修を完了させることとします。

また、地域による優先順位のほか、建築物の用途等による優先順位を定め、緊急度の高いものから、順次耐震改修を実施します。

（４）公営住宅（町営住宅）の耐震化の現状及び目標

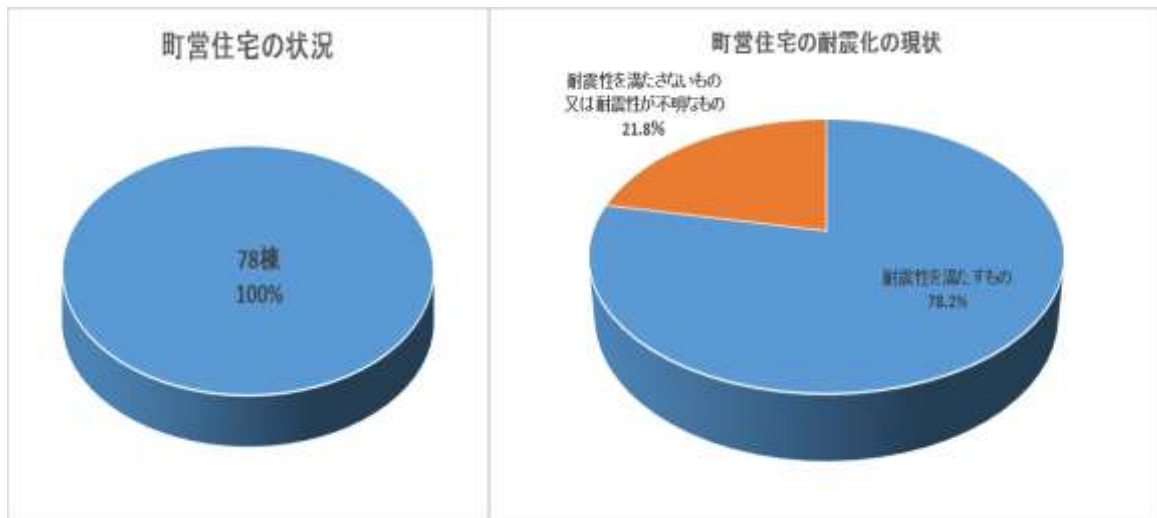
町有施設のうち町営住宅は、７８棟 １２５戸を管理しています。（令和２年度現在）。そのうち昭和５６年以前に建築されたものは３５棟で、現在耐震性が確認されているのは１７棟です。耐震性を満たす昭和５７年以降に建築されたものは４３棟で、現在の耐震化率は、７８.２％となっています。（表－１９）

また、令和７年における町営住宅の耐震化率の目標を１００％とします。

（表－１９）町営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・２階建て	３階建て以上	
総棟数（ａ） （構成比）	７８ （１００％）	０ （０％）	７８ （１００％）
耐震性をみたしているもの（ｂ）	６１	０	６１
耐震化率（ $c=b/a$ ）	７８.２％	０.０％	７８.２％
昭和５７年以降に建築された棟数（ｄ）	４３	０	４３
昭和５６年以前に建築された棟数（ｅ）	３５	０	３５
耐震性を有するもの（ｆ）	１７	０	１７
未診断（ｇ）	０	０	０
耐震化の目標（ｈ）	１００％	１００％	１００％



(5) 耐震診断結果の公表等

町有施設にあっては、耐震化の状況を、別途町の広報、ホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担 (図-5)

ア 住宅や建築物の所有者 (以下「所有者」という)

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるために、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

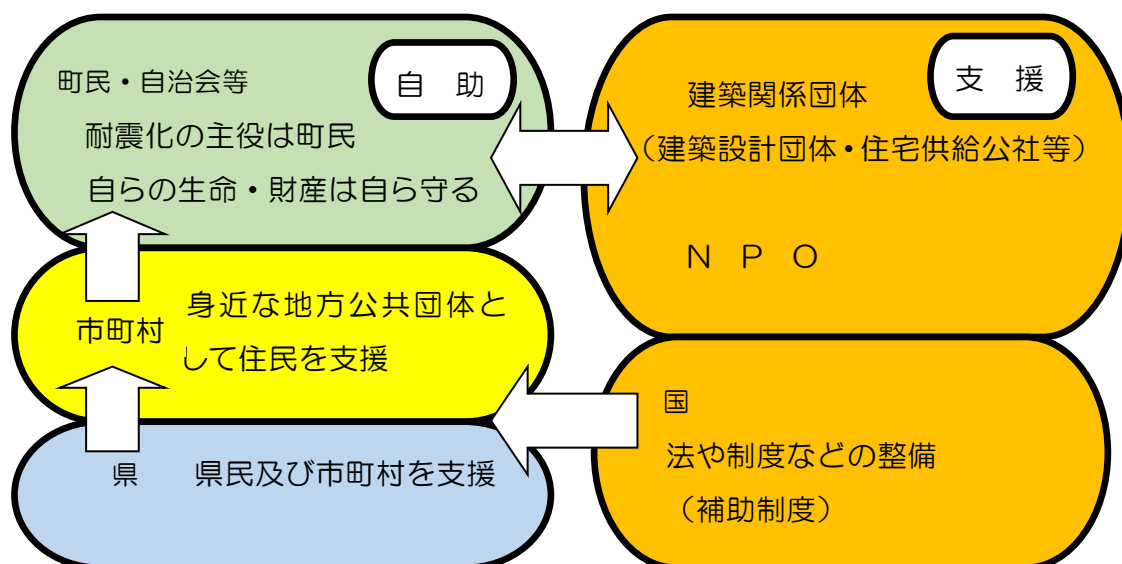
ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は所有者の取組みを出来る限り支援する観点から必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図-5) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 18 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業(平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称)(補助事業)を実施してきました。町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます。(表-21)

(表-21)事業の概要(令和2年度現在)

区 分	耐震診断		耐震設計	耐震改修 (現地建替え含む)
対象建築物	昭和56年以前の住宅		昭和56年以前の住宅	昭和56年以前の住宅
	木造戸建	木造戸建以外	木造戸建	
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震診断に要する経費に助成	耐震設計に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	6.5万円/戸	13.6万円/戸	30万円/戸	改修工事費の8割 (補助限度額100万円/戸)
補 助 率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/3 県 : 1/6 市町村 : 1/6 所有者 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/6 市町村 : 1/6 所有者 : 1/3	国 : 40%※ 県 : 20%※ 市町村 : 20%※ 所有者 : 20%※

※アクションプログラムを策定している市町村の場合の補助率。
耐震改修の補助対象経費の額が異なる市町村があります。

イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、市町村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)の策定を支援し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、県は新たに開発された耐震補強工法(耐震金物)等に関し、「長野県建築物構造専門委員会」による評価を引き続き実施していきます。また、評価結果については県のホームページで公表していきます(表2-6)。

(表2-6)

長野県建築物構造専門委員会では評価された耐震補強工法等(R2.4.1現在)	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

エ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する支援制度を創設します。

(表-23)

(表-23)

住宅	木造戸建て		共同建て
	診断	住宅・建築物耐震改修促進事業	
	改修		
住宅以外の建築物	多数の者が利用する建築物に対する支援(新設)		
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援(検討)		

3 安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用による周知のほか、所有者への個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法、耐震改修促進税制に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、町に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

ア 住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を不えることを心がけて実施します (表-24)

(表-24)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R2.3.31現在)	2,538名
------------------------------	--------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) ガラス・天井の落下防止対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、オフィスの窓ガラスが落下し通行人に負傷者が出ました。また、同年7月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井が落下し利用者に負傷者が出ました。現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう指導・啓発等を建設事務所等と連携して進めます。

(3) エレベーターの閉じ込め対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

災害時の本部設置予定場所である、町役場庁舎及び中央公民館を優先的に着手すべき建築物に設定します。

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します（表－27）。

（表－27）事業の概要

区 分		【事業名】 概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転 先の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は町において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家・標準契約書の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページやCATV等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します（表-28）。

（表-28）これまでの出前講座の事例

実施先	概 要
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。公報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自治会等との連携対策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、町において啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額（上限20万円《平成29年までは25万円》）を所得税額から控除できるなど、平成18年4月から耐震改修促進税制が開始されました。

こうした税制（住宅の耐震改修に係る所得税の特別控除）の適用を受けるためには、町による耐震改修に関する補助制度の対象となる区域の住宅に限定されていることから、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、当町においても町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表－29）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

（１）指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。

（２）指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。

（３）公 表：公報やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

（表－29）

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定建築物 （法第6条、法第7条第1項）		特定建築物 （法第7条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

（１）県計画においては、所管行政庁が法第7条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

（２）同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、2年後に見直すこととします。

別表１ （多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数２以上かつ５００㎡以上	階数２以上かつ７５０㎡以上
小学校、中学校、中学校教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数２以上かつ１，０００㎡以上	階数２以上かつ１，５００㎡以上
学校（上記の学校を除く。）	階数３以上かつ１，０００㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ１，０００㎡以上	階数２以上かつ２，０００㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ１，０００㎡以上	階数１以上かつ２，０００㎡以上
病院、診療所	階数３以上かつ１，０００㎡以上	階数３以上かつ２，０００㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		階数３以上かつ２，０００㎡以上
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗		階数３以上かつ２，０００㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下 宿		階数３以上かつ２，０００㎡以上
事務所		
博物館、美術館又は図書館		階数３以上かつ２，０００㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類する もの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗		階数３以上かつ２，０００㎡以上
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物		